

お知らせ

年金生活者支援給付金制度について

申保険年金課 ☎(55)7119

『給付金専用ダイヤル』

☎0570(05)4092

『中村年金事務所』

☎052(453)7200

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。※請求書の受け付けのみ、保険年金課または各支所で行っています。

▼支給要件／

【老齢基礎年金を受給している方】

次の要件をすべて満たしている方
・65歳以上

・世帯員全員が市民税非課税

・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

次の要件を満たしている方
・前年の所得額が約472万円以下(扶養親族等の数に応じてこの基準額に増額があります。)

▼請求手続き／

【新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方】

受け取りの対象になる方には、日本年金機構から請求可能な旨のお知らせが送付されますので、同封のはがきに記入し提出してください。令和5年1月4日までに請求手続が完了しますと、令和4年10月分からさかのぼって受け取ることができます。

※支給要件を満たしているのにもかかわらずお知らせが届かないという場合は、年金事務所へお申し出ください。

【年金を受給しようとする方】

年金の請求手続きとあわせて給付金の請求手続きをしてください。

☆制度などについて詳しく知りたい場合は、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。また、または名支所で行っています。

次の二次元コードを読み込んでいただくと、厚生労働省のホームページへつながります。



1千万円以下の罰金もしくはその併科に処せられます。家庭のみは市のごみ収集日に出してください。

【法律で例外とされている焼却の例】

・風俗習慣上または宗教上の行事を行ったために必要な廃棄物の焼却

(どんどん焼きなどの地域行事における焼却など)

・農業、林業または漁業を営むためにやむをえないものとして行われる廃棄物などの焼却

(害虫駆除のための稻わら焼却など)

※廃ビニールなどの焼却は不可

・たき火その他日常生活を営む上で通常行われる焼却であつて軽微なもの(たき火、キャンプファイヤーでの木くずの焼却など)

※軽微なものとは、煙や臭いなどが近所の迷惑にならない少量な周辺地域の生活環境に著しい影響を与えない焼却

【快適な生活環境の維持確保のお願い】

焼却の例外扱いとされている場合であつても、風向きや燃やされる量、時間帯などにより近隣住民から「煙がくさい」「洗濯物に臭いがつく」などの連絡がありますと、軽微なものとはみなされず、行政指導の対象となることがあります。

また、周辺の状況によっては、火災の原因になることもあります。例外行為であつても焼却をされる方の都合だけではなく周辺地域の生活環境に配慮する必要があります。

問 環境課 ☎(55)7114
野焼きなどの焼却行為は法律で禁止されています！

問 環境課 ☎(55)7114

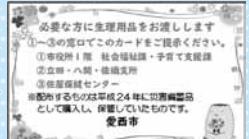
【廃棄物の処理及び清掃に関する法律】により廃棄物の屋外焼却(野焼き)は禁止です！

▼禁止行為／
・ごみをそのまま積み上げて燃やす
・穴を掘つて燃やす
・ブロック積みの炉、家庭用の焼却炉やドラム缶、一斗缶などで燃やす

必要な方へ生理用品を無償配布します

生理用品の入手が困難な方を支援するため、災害用に備蓄している生理用品を無償配布します。

専用カード見本



▶配布内容／生理用ナプキン(昼用)1パック(30枚入り×2コ)※1人につき1パック

▶配布個数／200パック

▶配布期間／10月11日(火)から ※なくなり次第終了します。

平日:午前8時30分～午後5時15分

▶配布場所／①市役所1階 社会福祉課・子育て支援課 ②立田・八開・佐織支所 ③佐屋保健センター

▶配布方法／①～③の窓口、女性用トイレおよび市役所総合案内に設置してある「専用カード」を配布場所でご提示ください。※生理用品が必要であることを声に出さなくても大丈夫です。

問 危機管理課 ☎(55)7130